8　書類及び宛先（第八条関係）
(一)　規則においては、書類の送付の形式及び手段に関して締約国が適用することができる要件を定める。
(二)　締約国は、書類を自国の官庁が認める言語によるものとすることを要求することができる。
(三)　締約国は、書類に関し署名を要求する場合には、規則に定める要件を満たすいかなる署名も認める。
(四)　書類及び宛先に関し締約国により適用される要件が満たされていない場合には、当該締約国の官庁は、出願人等に通知し、当該要件を満たす機会及び意見を述べる機会を与える。
9　通知（第九条関係）
出願人等に連絡することを可能とする表示が締約国の官庁に提出されなかった場合には、当該締約国は、この条約及び規則に基づく通知の送付を義務付けられない。
10　特許の有効性及び取消し（第一〇条関係）
出願に関する形式的な要件を満たしていないことは、特許の全部又は一部の取消し等の根拠とすることができない。特許に関しては、取り消そうとすること等について、合理的な期間内に意見を述べる機会並びに補正し、及び訂正する機会を権利者に与えることなく、その全部又は一部を取り消すこと等ができない。
11　期間に関する救済（第一一条関係）
締約国は、出願又は特許に係る自国の官庁に対する手続上の行為に関し当該官庁が設定する期間を延長する旨を定めることができる。また、締約国は、出願人等が当該期間を遵守せずに当該期間の満了後にその旨の申請を提出する場合において、当該期間の延長を定めていないときは、出願又は特許に係る処理を継続する旨等を定める。
12　相当な注意を払ったこと又は故意でないことが官庁により認定された場合の権利の回復（第一二条関係）
締約国は、自国の官庁に対する手続上の行為のための期間を出願人等が遵守せず、その直接の結果として出願又は特許に係る権利の喪失を引き起こしたときは、出願人等が相当な注意を払ったにもかかわらず当該期間を遵守することができなかったものであることを当該官庁が認めること等を条件として、当該出願又は特許に係る権利を回復する旨を定める。
13　優先権の主張の訂正又は追加及び優先権の回復（第一三条関係）
締約国は、その旨の申請が自国の官庁にされること等を条件として、出願に関する優先権の主張を訂正し、又は追加する旨を定める。また、締約国は、先の出願に基づく優先権の主張を伴う出願又は当該主張を伴うことが可能であった出願（後の出願）の出願日が、その優先期間の満了の日の後である場合等において、出願人が相当な注意を払ったにもかかわらず当該優先期間内に後の出願をすることができなかったことを自国の官庁が認めること等を条件として、優先権を回復する旨を定める。
14　規則（第一四条関係）
規則には、この条約の規定を実施するために有用な細目、事務的な要件、事項又は手続等に関する規定を設ける。
15　パリ条約との関係（第一五条関係）
各締約国は、パリ条約の規定であって特許に関するものを遵守する。
16　特許協力条約の改正、修正及び変更の効果（第一六条関係）
特許協力条約の改正、修正又は変更であってこの条約の規定と両立するものは、総会が投じられた票の四分の三以上の多数による議決で決定する場合には、この条約及び規則について適用する。特許協力条約の改正され、修正され、又は変更された規定が同条約の締約国等の法令と両立しない間は当該締約国等について当該規定が適用されない旨を定める同条約の規定は、この条約及び規則については、適用しない。
17　管理条項（第一七条及び第一八条関係）
総会及び国際事務局について規定している。
18　最終条項（第一九条～第二七条関係）
この条約の改正の手続、締約国となるための手続、効力発生、留保、廃棄、言語、署名、寄託者等について規定している。

◇商標法に関するシンガポール条約（条約第五号）
（外務省）
この条約は、商標等に係る登録の出願及び登録に関する手続について締約国が求めることができる要件等について定めるものであり、その概要は、次のとおりである。
1　略称（第一条関係）
この条約の適用上の用語（「出願」、「書類」等）について定義している。
2　この条約が適用される標章（第二条関係）
(一)　締約国は、自国の法令により標章として登録することができる標識等によって構成される標章について、この条約を適用する。
(二)　この条約は、商品に関する標章（商標）、サービスに関する標章（サービス・マーク）並びに商品及びサービスの双方に関する標章について適用する。
3　出願（第三条関係）
(一)　締約国は、願書に出願人の氏名又は名称及び住所を記載すること、標章の使用意思に関する宣言書を添付すること等を要求することができるが、出願に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
(二)　二以上の商品又はサービスに係る出願については、当該商品又はサービスがニース分類の一の類に属するか二以上の類に属するかにかかわらず、一の願書で行うことができる。
4　代理及び送達のための宛先（第四条関係）
(一)　締約国は、自国の領域内に住所又は現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所のいずれも有していない出願人等に対し、自国の官庁に対する手続をとるに際し代理人によって代理されるか又は自国の領域内に送達のための宛先を有するよう要求することができる。
(二)　締約国は、出願人等に対し自国の官庁に対する手続において代理人によって代理されることを認め、又は要求する場合には、出願人等の氏名又は名称を記載した委任状において代理人を選任するよう要求することができる。委任状は、一又は二以上の出願又は登録に係るものとすることができ、また、当該出願人等に係る既存の及び将来の全ての出願又は登録に係るものとすることができる。
5　出願日（第五条関係）
締約国は、出願人を特定することができる表示等を受理した日を出願日として認めなければならず、出願日に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
6　二以上の類に属する商品又はサービスに係る単一の登録（第六条関係）
ニース分類の二以上の類に属する商品又はサービスが一の願書に記載されている場合には、この出願は、一の登録をもたらす。
7　出願及び登録の分割（第七条関係）
(一)　出願の分割は、標章の登録に関し官庁が決定するまでの間等の期間中認められる。
(二)　登録の分割は、第三者が官庁に対して登録の有効性を争う手続等の期間中認められる。
8　書類（第八条関係）
(一)　締約国は、自国の官庁が受理する書類の送付手段を選択することができるものとし、書面に記載された書類、電磁的形態の書類又はその他の形態の書類を認めるかどうかを選択することができる。
(二)　締約国は、書類が自国の官庁によって認められた言語で記載されるよう要求することができる。
9　商品又はサービスの分類（第九条関係）
(一)　登録及び官庁が行う公告については、ニース分類の類に従って類別された商品又はサービスの名称を表示する。
(二)　商品又はサービスは、登録又は官庁が行う公告においてニース分類の同一の類に表示されているという理由によっては、互いに類似するものと認めることができない。
10　氏名若しくは名称又は住所の変更（第一〇条関係）
(一)　締約国は、標章登録簿における名義人の氏名若しくは名称又は住所の変更の記録等の申請書に名義人の氏名又は名称及び住所を記載すること等を要求することができるが、当該申請に関しこれらの要件以外の要件を満たすよう要求することができない。
(二)　変更の記録は、当該変更が二以上の登録又は出願に係るものであっても、一の申請書で求めることができる。